

特別養護老人ホームいこいの里サービス利用料金表兼同意書

1. 介護保険制度の利用者負担額について

利用者負担＝介護費用の1割(または2割もしくは3割) + 居住費 + 食費 + 日常生活費等
--

2. 利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。(2割負担の方は①～③の料金が2倍となり、3割負担の方は①～③の料金が3倍となります。)

①介護費用自己負担額 (1日あたり)

要介護度	多床室・個室
要介護 1	557円
要介護 2	625円
要介護 3	695円
要介護 4	763円
要介護 5	829円

②加算

加算の種類	加算の内容	加算額	
精神科医師定期療養指導加算	精神科医による定期的(月2回以上)な療養指導を行った場合	1日につき 5円	○
個別機能訓練加算	機能訓練の為に職員を配置している場合	1日につき 12円	○
日常生活継続支援加算(I)	介護福祉士が入所者6名あたりに1名以上配置しており、以下のいずれかを満たす場合 ・新規入所者のうち要介護4、5の者の割合が70%以上 ・新規入所者のうち認知症入所者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)の割合が65%以上 ・痰の吸引等が必要な入所者の割合が入所者の15%以上	1日につき 36円	○
看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	1日につき 4円	○
看護体制加算(II)	常勤換算で看護職員を入所者25名に対し1名以上、かつ、基準+1名以上配置している場合 施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき 8円	○
栄養マネジメント加算	必要な体制が整備され、栄養ケアマネジメントを行った場合	1日につき 14円	○
口腔衛生管理体制加算	入所者の口腔ケアに関して、歯科医師等により介護職員が助言及び指導を月1回受けており、また、口腔ケアマネジメントについての計画の作成にあたり歯科医師等が助言又は指導を行っている場合	1月につき 30円	○
看取り介護加算(I)	看取り介護の体制を整えており、医師が終末期であると判断した利用者について、職員が協働して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合	死亡日 1, 280円 (死亡日前日、前々日) →1日につき 680円 (死亡前4日～30日) →1日につき 144円	

療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	1回につき 6円	
初期加算	新規入所や1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合(30日間加算)	1日につき 30円	
入院・外泊時加算	入院・外泊当日と帰園時を除く6日間に加算	1日につき 246円	

③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(①介護費用自己負担額+②加算) × 8.3%

※高額介護サービス費の支給について

1ヶ月あたりの介護費用自己負担額が次の額を超えた場合は、超えた額が市から支給されます。

区分	負担の上限(月額)
生活保護受給者の方	15,000円(個人)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)

④居住費及び食費(1日あたり)

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)	
		居住費	食費
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護等の受給者	多床室 0円 従来型個室 320円	300円
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下	多床室 370円 従来型個室 420円	390円
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で上記、第2段階以外の方	多床室 370円 従来型個室 820円	650円
第4段階	・上記以外の方	多床室 840円 従来型個室 1150円	1380円

* 感染症や精神症状により、「個室利用が望ましい」と医師の指示があった場合は、経過措置として多床室の料金となります。

* 施設のお世話上の都合、看取りの対応等により個室を利用した場合は、個室の料金となります。

3. その他

①医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等はご本人の負担になります。

②介護用品にかかる費用は介護費用に含まれています。

③入院・外泊期間は、居住費を負担していただきます。

* 入院・外泊当日と帰園時を除く6日間は246円(入院・外泊時加算)+居住費となります。

入院・外泊7日目以降は居住費のみの負担となります。